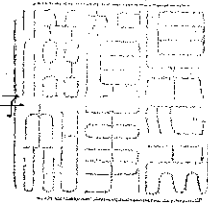


滋 琵 政 第 7 8 号
平成 23 年(2011 年)6 月 15 日

滋賀県環境審議会会長 津 野 洋 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子



第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について (諮問)

湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 4 条第 1 項に基づく琵琶湖に係る湖沼水質保全計画については、昭和 61 年度に第 1 期計画を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、平成 18 年度に策定した第 5 期計画は、平成 22 年度をもって計画期間の満了を迎えました。これに伴い、今年度に第 5 期計画の評価をふまえ、第 6 期計画の策定を行うこととしています。

つきましては、第 6 期計画の策定に当たり、下記のとおり貴審議会の意見を問います。

記

第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画はいかにあるべきか